

令和7年度L P ガス使用世帯等支援事業業務委託 プロポーザル実施要領

はじめに

鹿児島県（以下「本県」という。）では、L P ガス使用世帯等支援事業業務委託（以下「本業務」という。）の実施にあたり、民間の保有する知識と経験、技術力により、実効的な事業展開策を検討するため、本業務において最も適した委託予定事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」を採用する。

1 実施要領の定義

本実施要領（以下「本要領」という。）は、本業務を実施する委託予定事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、本プロポーザルへの参加要件のほか、企画提案に係る審査・評価方法などの諸条件及び手続き等を定めるものである。

2 業務の名称

L P ガス使用世帯等支援事業業務委託

3 業務の目的

L P ガス価格が高止まりで推移している状況に鑑み、L P ガス販売事業者を通じた使用料金の値引きを実施することにより、価格高騰により増大する一般家庭等の負担を軽減し、県民への安定的なエネルギー供給を維持する。

4 業務の内容

(1) 委託業務の内容

仕様書のとおり

(2) 履行期限

令和7年12月26日（金）

(3) 契約金額

契約金額は、応募者からの提案価格により決定するものとし、上限提案価格は、消費税及び地方消費税を含め17,489,000円とする。なお、提案価格が上限を超える場合は、失格とする。

5 応募参加資格

このプロポーザルに応募できる者は、本県が求める業務を履行することができる企画力、技術的能力及び実績を有し、次の要件すべてを満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する要件に該当しないこと。
- (2) 鹿児島県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（昭和14年法律第154号）に準じた更生手続開始の申立て、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に準じた再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 鹿児島県税を滞納していないこと。（ただし、鹿児島県外の事業者は要件としない。）
- (5) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年9月27日制定）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。

6 スケジュール

項 目	日 程
① 公募（実施要領等の公表）	令和 7 年 7 月 14 日（月）～令和 7 年 7 月 28 日（月）
② 質問の受付	令和 7 年 7 月 14 日（月）～令和 7 年 7 月 17 日（木）
③ 応募書類の受付	
※ 参加表明書類の受付	令和 7 年 7 月 14 日（月）～令和 7 年 7 月 23 日（水）
※ 企画提案書類の受付	令和 7 年 7 月 14 日（月）～令和 7 年 7 月 28 日（月）
④ 応募書類の内容確認・審査	令和 7 年 7 月下旬頃（予定）
⑤ 最優秀提案者の決定	令和 7 年 8 月上旬頃（予定）

※ 書類の提出はすべて、午後 5 時 15 分必着とする。

※ 応募書類のうち、参加資格審査に係る参加表明書類は、令和 7 年 7 月 23 日（水）午後 5 時 15 分が提出期限となるため留意すること。

7 応募に必要な資料

(1) 応募資料の交付

応募資料については、次のとおり交付する。

① 交付期間	令和 7 年 7 月 14 日（月）～令和 7 年 7 月 28 日（月） （土・日・祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）
② 交付場所	鹿児島県商工労働水産部エネルギー対策課 エネルギー企画係（県庁 10 階） 〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 電 話：099-286-2727（直通） F A X：099-286-5686 E-mail：ene-kikaku@pref.kagoshima.lg.jp
③ 交付資料	ア L P ガス使用世帯等支援事業業務委託プロポーザル実施要領 イ L P ガス使用世帯等支援事業業務委託仕様書
④ 交付方法	上記の場所での手交又は鹿児島県のホームページに掲載しているデータのダウンロードのいずれかの方法による。 (URL：https://www.pref.kagoshima.jp/ac10/lpgas.html)

(2) 参加表明書類の提出

企画提案に参加する者は、次により事前に参加表明書類を提出するものとする。

① 提出期限	令和 7 年 7 月 23 日（水）午後 5 時 15 分（必着）
② 提出方法	持参もしくは郵送 ただし、郵送は簡易書留等配達記録が可能な手段のみとする。
③ 提出先	鹿児島県商工労働水産部エネルギー対策課 エネルギー企画係（県庁 10 階） 〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 電 話：099-286-2727（直通） F A X：099-286-5686 E-mail：ene-kikaku@pref.kagoshima.lg.jp
④ 提出書類	参加表明書（様式 2）
⑤ 提出部数	1 部

(3) 企画提案書類の提出

企画提案に参加する者は、次により提案審査書類を提出するものとする。

① 提出期限	令和7年7月28日（月）午後5時15分（必着）
② 提出方法	持参もしくは郵送 ただし、郵送は簡易書留等配達記録が可能な手段のみとする。
③ 提出先	鹿児島県商工労働水産部エネルギー対策課 エネルギー企画係（県庁10階） 〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号 電 話：099-286-2727（直通） F A X：099-286-5686 E-mail：ene-kikaku@pref.kagoshima.lg.jp
④ 提出書類	ア 企画提案応募申込書（様式3） イ 法人等調書（様式4） ウ 誓約書・役員等名簿（様式5） エ 類似業務実績（様式6） オ 企画提案書（様式任意） （1） 事業実施計画を示すこと。（用紙の大きさは日本工業規格A4版又はA3版の折込みとする。） （2） 鹿児島県内への事務局設置の可否を示すこと。また、鹿児島県内に設置が可である場合は、設置可能な予定日と場所（市町）を記載すること。 （3） コールセンターの設置可能な予定日と、設置場所を記載すること。 カ 実施体制（様式任意） 等業務を実施するに当たっての人的体制（責任者及び担当者の氏名、役職、経験年数、業務分担内容等）を示すこと。 キ 経費積算書（様式任意） 経費の総額及び内訳がわかるものとする。
⑤ 提出部数	各7部（うち6部は写し可）

(4) その他

- ア 提出された応募書類について、県から内容に関する質問及び補正を命じることがある。
- イ 提出後における企画提案書類の撤回、内容の修正又は再提出は認めない。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。

8 質問及び回答

本業務に関する質問については、原則として「質問書」（別紙様式1）を提出するものとする。なお、電話や口頭での質問は受付けない。

(1) 提出先等

- ア 提出期限 令和7年7月17日（木）午後5時15分必着
- イ 提出先 鹿児島県商工労働水産部エネルギー対策課
エネルギー企画係（県庁10階）
電 話：099-286-2727（直通） F A X：099-286-5686
E-mail：ene-kikaku@pref.kagoshima.lg.jp
- ウ 提出方法 ファクシミリ又は電子メール
（ファクシミリ、電子メール送信後、電話により着信の確認を行うこと。）

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、質問者の事業者名は公表しない。

ア 回答方法 鹿児島県のホームページ

(URL : <https://www.pref.kagoshima.jp/ac10/lpgas.html>)

に随時掲載する。

イ その他 提出期限までに到着しなかった質問書については、原則として回答しない。

9 委託予定事業者の選定

(1) 選定方法

委託予定事業者は、LPガス使用世帯等支援事業業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において選定する。

提出された企画提案書類について、必要に応じてプレゼンテーションを求めることがある。この場合、応募者に、その日時及び場所を別途連絡する。

なお、参加事業者が1者の場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

(2) 審査基準

提出書類等の内容を基に、選定委員会が別表1により審査し、本業務委託契約の委託予定業者を選定する。

10 委託予定事業者の選定結果の通知

(1) 審査の結果、上限提案価格（17,489,000円（税込））の範囲内で、総合評価点が最も高い業者を委託予定事業者として選定する。

(2) 選定結果は次のとおり通知する。

①日時	令和7年8月上旬頃（予定）
②方法	すべての応募者に文書により通知する。

11 公正な公募の確保

(1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 応募者は、委託予定事業者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。

(4) 応募者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、又は公募の執行を延期し、又は取りやめることができる。

12 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(2) 提出された企画提案書類は、本件業務における委託予定事業者の選定以外の目的で使用しない。

- (3) 本仕様書は、今回の公募のために設定したものであり、実際の委託契約における仕様書と異なる場合がある。
- (4) 事業の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容全ての実施を保証するものではない。
- (5) プロポーザルに係る一切の費用については、応募者の負担とする。なお、提出された応募書類は返却しない。
- (6) 応募書類の提出期限以降の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (7) 業務委託の実施により取得した著作権等については、鹿児島県に帰属する。
- (8) 本業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (9) 企画提案書類の提出以降、契約締結までの間にこの手続に参加した者が鹿児島県が定める物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 15 年 3 月 28 日告示第 416 号）に基づく指名停止措置を受けた場合は、契約の締結をしないことがある。この場合において、鹿児島県は一切の損害賠償を負わない。
- (10) 委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (11) 選定の過程や審査結果については、鹿児島県情報公開条例（平成 12 年条例第 113 号）に基づき対応する。

13 応募先及び問合せ先

- (1) 名称 鹿児島県商工労働水産部エネルギー対策課 エネルギー企画係
- (2) 所在地 〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
- (3) 連絡先 電 話：099-286-2727（直通） F A X：099-286-5686
(土・日・祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)
E-mail：ene-kikaku@pref.kagoshima.lg.jp

別表 1（企画提案書審査基準）

評価項目	評価基準内容等	配点
適合性	事業の趣旨と企画提案の内容が合致していること。	5 点
具体性	仕様書に基づき、本事業を効果的に実施するための企画内容や業務実施の手法が明確で具体的であること。	1 5 点
実現性	企画提案の内容や事業実施の方法が妥当であり、本事業で目指す成果が期待できるか。また、企画内容を実施していくためのノウハウ、組織体制、財政基盤など必要な業務遂行能力が備わっていること。	2 0 点
妥当性	企画内容・業務内容を遂行するにあたり、妥当な積算となっていること。	5 点
実 績	本事業を遂行するにあたり、十分な実績及び成果があるか。	5 点
合計		5 0 点